

京都工芸繊維大学体育会規約

第1章 規則

(名称)

第1条 本会は京都工芸繊維大学体育会と称する。

(所属)

第2条 本会は本部を京都工芸繊維大学内に置き、京都工芸繊維大学学友会に所属する。

第2章 目的及び職務

(目的)

第3条 本学における体育活動の向上に努めると共に、課外活動を通じて運動部員の親睦をはかり、人格を陶冶する事を目的とする

(職務)

第4条 本会は前条の目的を達する為に下記の職務を行う。

1. 各学生リーグ、競技会への参加
2. 学内運動競技会の開催
3. 運動部活動の振興
4. その他本会の目的達成の為に必要と認められる事項

第3章 会員の権利及び義務

(会員)

第5条 本会は、京都工芸繊維大学学生課外活動団体要項第2項に定める学生団体のうち特に体育活動の普及を目的とした団体（以下「運動部」とする。）の部員から構成される。

(会員の権利及び義務)

第6条 役員は次の権利及び義務を有する。

1. 本連盟の催す諸活動行事に参加する権利
2. 本連盟の管理する施設の使用権
3. 学友会に所属する義務

第4章 加入団体

(本会の構成)

第7条 本会は、運動部から構成される。

(加入団体の権利)

第 8 条 運動部は次の権利及び義務を有する。

1. 学友会費からの活動支援金（分配金）の予算請求権
2. 本会の管理する運動施設の優先使用权
3. 本会の管理する施設の使用申請権
4. 体育委員の選任義務
5. 体育委員会会議への出席義務
6. 各運動部は体育会委員長の要求する書類の提出義務
7. その他本会の定める職務への参加義務
8. 第三者に対して、部室その他施設・備品を学友会の許可なく貸与・使用させてはならない。

(運動団体の新規入会および継続)

第 9 条 本会に新規に加入あるいは継続を申請する団体は以下の書類を提出しなければならない。

1. 前年度 1 年の活動報告書
2. 当年度 1 年の活動計画書
3. 部員名簿

また、本会への加盟は学友会中央委員会および体育会長によって書類審査し、これを決定する。

(加入団体の除名)

第 10 条 活動の不振や運動部の義務を怠ったまたは公認団体として不適切な行動を取ったと判断された団体は体育委員会または学友会会議の議決により本会より除名する。

(本会の脱会)

第 11 条 本会を脱退せんとする団体は、体育委員長に申請し承認を得ること。ただし、脱会する際にはその団体が行うべき義務を完遂すること。

(本会の再入会)

第 12 条 本会を脱会した団体もしくは本会を除名された団体は第 9 条に基づいて再加入が認められる。

第 5 章 機関

(本会の構成)

第 13 条 本会に最高機関である体育委員会を置く。

(体育委員会の構成)

第 14 条 体育委員会は第 7 条で定められる団体から一名ずつ選出された会員で構成される。
体育委員会に所属する者を体育委員と呼称する。

(最高意志の決定)

第 15 条 体育委員会の意思決定は、体育委員総数の 1/2 の出席を以て成立し、出席者の過半数を以て議決する。可不同数の場合は体育委員長が決する。委任状は認めるが、出席者の 1 / 4 を越えて

はならない。

(体育委員会の職務)

第 16 条 体育委員会において下記の項を議決する。

1. 本会運営上の基本事項
2. 予算案及び決算書類の決定
3. 規約の改訂の決定
4. 加入団体の承認（第 9 条）
5. 加入団体の除名（第 10 条）
6. 役員の任命（第 20 条）
7. 役員の辞職の決定（第 22 条 3 項）
8. 役員の不信任決議案（第 24 条）
9. その他体育委員会が必要と認めた事項

(体育委員会の権利)

第 17 条 体育委員会は以下の権利を有する。

1. 本会運営に関する基本事項の決定
2. 加入団体の承認

(体育委員会の招集)

第 18 条 体育委員会は原則として以下のような場合に召集される。

1. 体育委員長による要請
2. 加盟団体の過半数による体育委員長への要請
3. 学友会長の要請

(体育委員会会議の議長)

第 19 条 体育委員会会議の議長は体育委員長とする。不在の場合は学友会長がこれにあたる。

第 6 章 役職

(役員)

第 20 条 本会に以下の役員を置く

1. 体育会長（一名）
2. 会計（二名）
3. 体育館調整係（一名）
4. グラウンド調整係（一名）
5. 武道場調整係（一名）
6. テニスコート調整係（一名）
7. 体育委員（各団体一名）

(役員の任務)

第 21 条 役員の任務は以下の通りとする

1. 体育委員長は本会の体育会を組織し、本会の執務執行を統括する。
2. 体育会計委員は学友会に申請する予算案及び決算を監査し取りまとめ、分配された学友会費の分配を行う。
3. 体育館調整係が体育館の体育会所属団体への割り当てを行う。
4. グラウンド調整係がグラウンドの体育会所属団体への割り当てを行う。
5. 武道場調整係が武道場の体育会所属団体への割り当てを行う。
6. テニスコート調整係がテニスコートの体育会所属団体への割り当てを行う。
7. 体育委員は体育委員会を組織し会務を審議決定する。
8. 役員に欠員が出た場合は体育会で会議を開き、新たな人員を選任する。

(役員の任期)

第 22 条 第 20 条で定める役員の任期は一年とし、再任を妨げない。

1. 役員の任期は 4 月 1 日から開始するものとし、任期の開始から 15 日以内に交代を完了するものとする。
2. 欠員補充の役員任期は前任者の後任期間とする。
3. 役員の辞職は体育委員会の承認を得た上で第 14 条に基づく後任者の用意をもって完了とする。

(委員長の代行)

第 23 条 体育委員長に事故のある時は学友会長がその職務を代行することができる。

(役員の不信任)

第 24 条 役員の職務継続に問題があれば、本会の会員による過半数の署名または体育委員会による要請より不信任決議案を体育委員会に提出、のち二週間以内に不信任決議案の可否を問う不信任会議を開く。

第 7 章 会計

(経費の支弁)

第 25 条 本会の経費は学友会からの予算で支弁する。

(会計年度)

第 26 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日より 3 月 31 日とする。

(運動部の予算及び決算)

第 27 条 運動部の分配金の予算案及び決算は体育会計委員の指定した期日までに体育会計委員に提出する。予算案は京都工芸繊維大学学友会費分配基準に基づいて作成される。これらは体育会計監査委員による監査ののち体育委員会の承認を経て学友会に提出される。

(本会の予算及び決算)

第 28 条 本会の全体予算案及び全体決算は体育会計委員が作成し、学友会会計監査委員が監査ののち体育委員会の承認を経て学友会に提出される。

附 則

この規約は昭和 44 年 1 月 24 日より施行する。

附 則

昭和 44 年 1 月 24 日施行の規約は平成 25 年 3 月 15 日に廃止する。

この規約は平成 25 年 3 月 15 日に制定する。

附 則

この規約は平成 25 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この規約は平成 26 年 12 月 11 日より施行する。

附 則

この規約は平成 27 年 11 月 28 日より施行する。

附 則

この規約は令和 5 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この規約は令和 7 年 4 月 1 日より施行する。